

# 総務文教常任委員会資料

平成31年4月26日

市民協働部 生活環境課

## 目 次

- 1 北播磨清掃事務組合からの脱退に係る財産処分の協議の結果について  
・・・ P1~2

北播磨清掃事務組合からの加東市脱退に伴う財産の取扱い等に関する覚書

北播磨清掃事務組合（以下「甲」という。）、加東市（以下「乙」という。）、西脇市（以下「丙」という。）及び多可町（以下「丁」という。）は、甲からの乙脱退に伴う財産の取扱い等に関して、次のとおり覚書を交換する。

（財産処分）

第1条 乙が甲からの脱退時に財産の処分はないことから、乙の脱退に伴う地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条に規定する財産処分の協議については、これを行わない。

（解体費に係る乙の負担額）

第2条 乙は、平成36年4月以降、甲が焼却施設等を解体撤去したときは、解体撤去に係る費用の総額に、使用期間に応じた割合及び負担金の負担割合を乗じた額を負担するものとする。

（基金）

第3条 甲が保有する基金のうち、乙の持ち分相当額を前条の乙の負担額に充てるものとし、過不足が生じた場合は、前条の解体撤去工事完了後、甲と乙の間で精算するものとする。

（土地）

第4条 乙が甲からの脱退時に甲が現に所有する土地を売却した場合は、甲、乙、丙、丁で改めて売却代金の分配について協議するものとする。

（権利又は義務）

第5条 この覚書に定めるもののほか、本件に関し当事者間において権利又は義務はないものとし、いかなる事由による請求も行わないものとする。

（その他）

第6条 この覚書について疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁で協議して定めるものとする。

この覚書の交換を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁  
記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年3月29日

(甲) 北播磨清掃事務組合  
管理者  
西脇市長 片山 象三

(乙) 加東市  
加東市長 安田 正義

(丙) 西脇市  
西脇市長任意代理人  
西脇市副市長 吉田 孝司

(丁) 多可町  
多可町長 吉田 一四